



質問

相続人がいない場合、管理費等は誰が負担することになりますか。

(相談概要)

ある住戸の区分所有者が死亡し、相続人の全員が相続放棄をしました。このような場合、当該区分所有者死亡以降の管理費等の支払義務は誰が負うことになりますか。



回答

管理費等を負担すべき者が存在しないため、実務上は承継人が確定した段階で、前区分所有者の死亡以降の管理費等を当該承継人が負担することになります。

実務上は、費用負担の問題があるため、優位にある抵当権者等の債権者が相続財産管理人の選任申立をするのを待つことが多くなると考えられますが、長期化が予測される場合には、管理組合が利害関係人として家庭裁判所に対して相続財産管理人の選任を申し立てることも考えられます。

なお、相続放棄には3ヶ月以内の家庭裁判所への申述が必要であり、手続がなされたかどうかの確認も必要であると考えられます。

また、相続順位の関係により、手続完了までに半年～2年程度の時間を要することもあり得えます。

【参考】協会ホームページ

弁護士藤原みち子先生の

マンション管理お役立ちコーナー

第7回「管理費等の滞納問題について」①

相談事例②

区分所有者が亡くなり、相続人がいない場合、管理費等は誰が負担することになるのですか。

<ご利用上の注意>

○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。

○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。